

経営会議の内容

件 名	大和市人権指針の改定について
所 管 部	文化スポーツ部 国際・男女共同参画課
日時・場所	平成28年 2月23日（火） 10:00～ 10:35 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、国際・男女共同参画課長
提 出 理 由	大和市人権指針の改定にあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・拉致問題に関しては、県内自治体と連携して取り組むとのことだが、各市の状況はどうか。 （所管部）県では拉致問題を重点項目として取り上げており、年1回、啓発ポスター掲示等の依頼が来ており、各市においても真摯に対応している。 ・個別の人権課題の「1 子どもの人権課題」と「2 高齢の方の人権課題」で取り上げている主な取り組み項目が「3 障がいのある方の人権課題」以降の人権課題において、何項目かが再掲として取り上げられている理由は。 （所管部）子どもで障がいのある方や外国につながる子どもなど、両側面の人権課題を抱えている方がいる現状を受け、大和市人権指針改定検討委員会において、各々の人権課題でしっかりと取り組みを進める事が重要との意見が出たため。 ・子どもの人権課題の取り組みで、外国につながる子どもの権利保障を主な取り組みとした理由は。 （所管部）これまでも取り組みは実施しているが、外国につながる人にとって、日本語は外国語であり、背景にある文化も異なるうえ、将来を担う子どもたちへは特に配慮が必要であると判断したため。 ・人権指針で示された取り組みは、行政が行っていくものなのか。 （所管部）指針そのものは、行政だけでなく市民に対しても示しているものではあるが、取り組みの方向性等は市で行っていくものと考えている。 ・市民への周知はどのように行うのか。 （所管部）市のホームページや冊子を作成して公表していく予定である。 ・人権指針の策定から10年を経過してきている中で、市民から意見はあったのか。また、毎年何かしらの議論等は行ってきたのか。 （所管部）市民からの意見は特になく、庁内の人権施策推進会議や各事業主管課が作成する人権施策推進確認シートにて、毎年検証を実施している。 ・指針には期間を設けないのか。 （所管部）市の施策の方向性や社会情勢などの変化に対応する必要があるため、期間を設けず必要に応じて改定を行っていく。
会議結果	案のとおり、進めていく。